

審 査 基 準

平成 1 3 年 8 月 1 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 2 8 条第 3 項第 1 号
処 分 の 概 要：質契約の終了行為者の承認
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第 4 条第 3 項（営業内容の変更） 第 9 条第 2 項（許可証の返納） 第 2 8 条第 6 項（質置主の保護） 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） 第 1 0 条（死亡の届出） 第 1 4 条の 2（許可証の返納）
審 査 基 準： 質契約を終了させるために必要な行為を行う者が、質置主の保護の観点から不適當でないと認められる者であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間：2 5 日
申 請 先：営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 (電話0952-24-1111 内 3033) 営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：令和元年10月15日改訂